

## 建設工事の契約金額に係る中間前金払について

平成30年4月1日  
七尾市総務部監理課

### 1 対象工事

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共事業のうち、工事1件の契約金額が200万円以上の建設工事（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が200万円以上の工事）で、当初の前金払がなされているものです。

### 2 中間前払金の金額

契約金額の10分の2以内です。ただし、10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額になります。

### 3 中間前金払と部分払の選択

契約金額が1,000万円以上の工事については、契約の際に中間前金払と部分払のいずれかを選択することになりますので、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第1号）を必ず提出すること。契約後の変更は認められませんのでご注意ください。

### 4 中間前払金を請求できる条件

以下のすべての要件を満たしたときから請求できます。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- (2) 工程表により、工期の2分の1（債務負担行為にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、契約金額の2分の1（債務負担行為にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。
- (4) 既に前払金が支払い済みであること。

### 5 中間前金払の認定から支払までの流れ

- ① 中間前金払認定申請書（様式第2号）、工事履行報告書（様式第3号）を市に提出します。  
※出来高に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提示を求めることがあります。  
↓
- ② 市による確認の結果、中間前金払の要件を満たしていると認められるときは、中間前金払認定通知書（様式第4号）を交付します。  
↓
- ③ 東日本建設業保証（株）に中間前払金の保証を申し込みます。  
↓
- ④ 東日本建設業保証（株）の保証書と請求書（中間前金払用）を市に提出します。  
↓
- ⑤ 後日、指定の口座に中間前払金が振り込まれます。

(様式第1号)

## 中間前金払と部分払の選択に係る届出書

平成 年 月 日

七尾市長

請負者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

下記に係る工事については、( 中間前金払 ・ 部分払 ) を選択したいので、届出します。

### 記

- 1 工 事 名
- 2 工事箇所
- 3 契約金額
- 4 契約年月日
- 5 工 期

- (注) 1 中間前金払か部分払かどちらかを選択すること。  
2 契約締結後は、変更を認めない。

(様式第2号)

中間前金払認定申請書

工 事 名	
工事箇所	
工 期	着 工      平成      年      月      日
	完 成      平成      年      月      日
契約金額	円
契約年月日	
<p>上記の工事について、中間前金払に係る認定を受けたく、工事履行報告書を添えて申請します。</p> <p>七尾市長</p> <p>平成      年      月      日</p> <p>請負者 住 所</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	



(様式第4号)

中間前金払認定通知書

工 事 名	
工事箇所	
工 期	着 工      平成      年      月      日
	完 成      平成      年      月      日
契約金額	円
契約年月日	
<p>上記の工事について、その進捗を審査し、中間前金払をすることができる要件を具備していること(具備していないこと)を認定したので、通知します。</p>	
申請者	様
	平成      年      月      日
	七尾市長
	印

中間前金払請求書

¥ \_\_\_\_\_ (中間前金払請求額)

ただし、

(何々) 工事請負契約に対する前払金

請負代金 ¥ \_\_\_\_\_ のうち

ほかに \_\_\_\_\_ 年 月 日  
¥ \_\_\_\_\_ 前払金受領額

左の金額を請求します。

年 月 日

七尾市長

〒□□□-□□□□  
請求者  
請負者  
住所  
氏名

振込先  
預金種別  
口座番号  
口座名義 (カナ)